

平成 26 年度 事業 計画

アベノミクス効果による経済の進展や 2020 年の東京オリンピック招致の決定など、明るい話題の多い昨今ではありますが、現実に豊かさを実感している人はどれくらいいるのでしょうか。

少子高齢社会の進展により、様々な制度改革が行われている一方で、社会制度から取り残されている方々が多くいる現実も見受けられます。

3年の月日が流れた東日本大震災においても、復興の目途は立たず、「風化」を懸念する多くの報道に国民のすべてが改めて被災地域の復興と防災減災への真摯な取り組みへの誓いを心に刻みつけたことではないでしょうか。

人々が社会生活を送る中では、制度だけでは解決できない多くの課題があり、それらの解決を図るため、地域住民と一体となって取り組みを行っていくのが社会福祉協議会の使命であります。

平成 26 年度においても、地域課題の抽出を行い、その解決を図るため、迅速で丁寧な取り組みに努めます。

具体的には、平成 28 年度からの本会の活動指針である「第 4 期地域福祉活動計画」策定のため、既存事業の検証に努めるとともに、行政で策定している「地域福祉計画」との整合性を図り、これまで以上に行政や関係機関との連携を図ります。

住民交流活動拠点「小倉の駅舎陽だまり」や「塚越の陽だまり」は、住民が気軽に利用できる地域の拠り所として、幅広い世代の情報発信拠点としての位置づけを深めて、そこで抽出した地域課題を解決するための手法を研鑽します。

「幸区社協ボランティアセンター」では、ボランティア活動者やニーズの発掘、ボランティア団体の把握を行うとともに、人材育成のため基礎講座などを開催していきます。また、チャレンジボランティアを始めとした学生との交流の中で、福祉活動に対する関心が高められるよう取り組みます。

さいわいデイサービスセンターでは、明るく心のこもった接遇、安心・安全・迅速な対応に心掛け、在宅生活の維持、介護負担の軽減や社会参加と交流の場としての役割を担ってまいります。いただきましたご意見やアンケートを考慮しながら事業を再考し、どなたにも参加していただけるよう工夫しながら柔軟なサービスを目指します。引き続き、職員の知識・技術向上と労働環境の整備、経営の安定化に取り組んでまいります。

「さいわい健康福祉プラザ」と6カ所の「老人いこいの家」は、新たな指定管理者として、これまでの実績を継承して施設の管理を行うと共に、新規利用者の拡大を図る事業を企画し運営の充実に努めます。

幸区に暮らす人々が、地域での問題や課題の解決に向けて主体的に取り組み、安心・安全な「福祉のまちづくり」を実現していくため、以下のそれぞれの事業を推進していきます。。

重点項目

- 1 住民交流活動拠点の運営
- 2 指定管理者としての施設経営の充実・強化
- 3 幸区社協ボランティアセンター事業の充実
- 4 社会福祉協議会の啓発強化

実施事業

1 法人運営事業

会長・副会長会議、理事会、評議員会を開催し、円滑な法人運営を行います。また、各種委員会を開催し各分野での取り組みを推進します。

- (1) 会長・副会長会議の開催
- (2) 理事会の開催
- (3) 評議員会の開催
- (4) 監事会の開催
- (5) 各種委員会の開催
- (6) 会員の増強

- (7) 賛助会員の募集
 - (8) 高齢者外出支援乗車事業（高齢者フリーパス交付）の実施（福祉パルさいわい・「小倉の駅舎陽だまり」）
- 【7 在宅福祉活動事業】**

2 調査研究事業

本会の「第3期幸区地域福祉活動計画」の推進にあたり、アンケートや懇談会などを実施し、本会のあり方や地域課題の把握に努めます。

- (1) 策定委員会の開催
- (2) 安定した事業運営のための財源確保及び組織体制の検討
- (3) 理事・監事・評議員研修の実施

3 企画広報事業

広報紙発行等により住民への福祉啓発、情報提供を行います。また、区社協のホームページにより情報提供の充実に努めます。

- (1) 機関紙編集委員会を開催し「幸区の社会福祉」の発行（全戸配布）
- (2) 区社協通信の発行（会員・登録ボランティアへ発送）
- (3) 幸区社会福祉大会の開催
- (4) 区民祭への参加、協力
- (5) 区社協ホームページの運営

4 連絡調整事業

全国・関東ブロック・県・市社協、行政機関、福祉関係機関・団体との連携強化と連絡調整を図ります。

- (1) 幸区地域ケア連絡会議等を通じた高齢者福祉関係機関との連携
- (2) 幸区精神保健福祉連絡会等を通じた精神保健福祉関係団体との連携
- (3) 区役所、市民館との子育て支援事業等の連携
- (4) 全国、関東ブロック、県、市等の各社協で開催される関係会議・研修会への参加、協力
- (5) 社会福祉現場実習の受け入れ
- (6) 市社協、市内区社協、かわさき市民活動センター、公園緑地協会等との福祉教育事業等における連携

5 助成事業

地区社協やボランティアグループが実施している「高齢者ふれあい活動（会食・配食・ミニデイ活動等）」に事業費を助成します。

6 地域福祉活動事業

地区社協における福祉活動充実のための事業費の交付や、区内福祉関係団体との連携による講座等を開催します。また、福祉に関する相談や情報提供の充実を図り、相談から得られた住民の福祉ニーズが事業に反映できるように努めます。

- (1) 地区社協地域福祉活動費の交付
- (2) 区内の障害者作業所等施設関係者との情報交換の場の開催
- (3) 障害者関係等団体との協働による講座等の開催

【9 ボランティア活動振興事業】

- (4) 総合的な相談に対応できる資料の収集と情報の提供
- (5) 相談を通じた住民の福祉ニーズの把握
- (6) 「みんなで子育てフェアさいわい」への参加・協力
- (7) 子育て支援に関する啓発事業（プラザ祭り等）

7 在宅福祉活動事業

公共交通機関の利用が困難な障害者や高齢者を、リフト付き移送車両で外出の支援を行う「移送サービス事業」を実施します。また、移送事業を担う運転ボランティアの養成を行います。

- (1) 移送サービス事業の実施
- (2) 移送ボランティア講座の開催
- (3) 介護者支援のためのリフレッシュ事業の開催
- (4) 高齢者外出支援乗車事業（高齢者フリーパス交付）の実施（福祉パルさいわい・「小倉の駅舎陽だまり」）

【1 法人運営事業】

8 共同募金配分事業

共同募金の配分を受け、地区社協事業の支援、子育て支援事業、小地域福祉活動の充実に向けた事業を実施します。また、住民交流活動拠点については、「小倉の駅舎陽だまり」と「塚越の陽だまり」の充実した運営に努めます。

- (1) 地区社協の育成と活動支援
- (2) 地区社協連絡会議、役員研修会の開催
- (3) 地区社協等で実施している「会食会」「地域リハビリ教室」「デイケア活動」等への支援協力
- (4) 住民交流活動拠点「小倉の駅舎 陽だまり」の充実した運営
- (5) 住民交流活動拠点「塚越の陽だまり」の充実した運営
- (6) グループ・団体等への活動助成
- (7) 地区社協が実施する子育て支援事業への援助
- (8) 年末たすけあい募金配分事業の実施
- (9) 車椅子貸出事業の実施

90 ボランティア活動振興事業

「幸区社協ボランティアセンター」の運営を充実するとともに、住民へのボランティア活動に対する啓発・支援・情報提供等を行い、区内での助け合い活動の推進を図ります。また、併せて幸区社協ボランティアセンターの周知に努めます。

- (1) ボランティアセンター運営委員会の開催
- (2) ボランティア活動にかかわる相談・調整、情報収集
- (3) ボランティア基礎講座、ボランティア・福祉啓発講座の開催
- (4) ボランティア情報の広報（幸区社協ボランティアセンターリーフレットの配布・「幸区の社会福祉」「幸区社協通信」への掲載及びホームページの活用）
- (5) 区内で活動しているボランティア団体・当事者団体等の交流会の実施の検討
- (6) 障害者関係等団体との協働による講座等の開催 **【6 地域福祉活動事業】**
- (7) 災害時におけるボランティアセンターの役割の検討
- (8) グループ・団体等活動助成の実施
- (9) 福祉体験学習「チャレボラ」等の開催、学校等における福祉教育への情報提供、疑似体験グッズの貸し出しなど、福祉教育への協力と推進
- (10) ボランティア保険・行事保険の受付

10 福祉パルさいわい受託事業

福祉パルさいわいが区民の地域福祉活動の拠点として機能するよう管理運営を行います。

- (1) 研修室の貸室
- (2) ボランティアコーナーの利用促進

11 ホームヘルプ事業

要介護者生活支援ヘルパー派遣事業（川崎市委託）を実施します。

12 川崎市小学校ふれあいデイサービス事業受託経営事業

「河原町ふれあいデイサービスセンター」の運営を河原町地区社会福祉協議会に委託して実施します。

13 生活福祉資金貸付業務受託事業

低所得者世帯、心身障害者世帯、高齢者世帯の生活の安定を図るため、生活福祉資金貸付業務や、個々の借受者に合わせた償還指導を実施します。また、住居等困窮離職者に対する相談・貸付業務について、関係機関と連携して実施します。

14 さいわいデイサービスセンター事業

通所介護・介護予防通所介護事業所として運営される「さいわいデイサービスセンター」の周知を図ります。

また、ご利用のニーズを考慮した新たな事業の実施、心のこもった安全で質の高いサービスを提供すべく、以下の項目を重点的に取り組みます。

- (1) 利用ニーズやアンケートを考慮した事業の見直しと事業における特色づくり
- (2) 知識・技術向上のため研修等への参加促進と労働環境の整備
- (3) 経営安定に向けた取り組みとして、広報活動および他機関との連携強化
- (4) 開かれた施設づくりの一環として、専門知識を活かした地域貢献活動
- (5) 福祉人材育成への協力、風通しのよい施設づくりの一環として、職場体験・実習生・ボランティアの積極的受け入れ

15 金品援護事業

区民からの寄附金、寄託品の受け入れとともに、必要に応じて配分し、事業を実施します。

また、自宅で不要になった福祉用具を必要な方へ橋渡しするリサイクル事業を行います。

16 老人いこいの家管理経営事業

指定管理者として3期目、今年度は5年指定の1年目の管理経営を行います。

業務担当者の配置や管理人の2名体制など、新たな体制で取り組みます。

- (1) 教養講座の開催
- (2) 入浴事業の実施
- (3) 老人いこいの家利用者の講座の発表や啓発を目的とした「老人いこいの家まつり」の開催
- (4) 団塊の世代を対象とした事業や介護予防事業等の企画実施
- (5) 各老人いこいの家運営委員会の開催

17 さいわい健康福祉プラザ管理経営事業

今年度から、あらたに4期目（平成26年度～30年度）の指定管理者として、これまでの実績と経験を活かしながら、川崎市さいわい健康福祉プラザ（老人福祉センター）の管理と利用施設としての事業内容の更なる充実を図ります。

- (1) 各種講座の開催
- (2) 健康相談・生活相談事業の実施
- (3) 利用者向けパソコン導入による情報提供の充実
- (4) プラザ祭り、敬老のつどい等の行事の開催
- (5) 利用者満足度調査の実施（ニーズの把握）

18 日常生活自立支援事業

本事業は、判断能力が低下している高齢の方や障害のある方が地域の中で自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用を援助し、日常的な金銭管理サービス等を提供する事業です。「幸区あんしんセンター」として関係機関との連携を密接に行い、事業の啓発・啓蒙を図りながら事業を実施します。

- (1) 福祉サービス利用援助サービスの実施
- (2) 日常的な金銭管理サービスの実施
- (3) 書類等預かりサービスの実施
- (4) 日常生活自立支援事業・成年後見制度に係る相談

19 その他の事業

- (1) 神奈川県共同募金会川崎市幸区支会が行う共同募金運動に協力
- (2) 幸区民生委員児童委員協議会への協力
- (3) 「社会を明るくする運動」への協力
- (4) 川崎市社会福祉協議会が行う介護保険事業等への協力
- (5) その他、地域福祉推進に必要な事業の実施